

Check Point 社 UTM サポート付帯サイバーリスク保険
解説及び約款の抜粋

株式会社宝情報

1. 本保険について

- (1) 本保険は引受保険会社である東京海上日動火災保険（以下、「保険会社」とする）と株式会社宝情報（以下、「弊社」とする）が締結した保険契約を弊社サービスに付帯するものとして被保険者へご提供するものです。
- (2) 本保険の被保険者とは弊社が販売するチェックポイント社製の UTM を導入し、下記弊社サービスを利用する企業をいいます。

・宝情報 Check Point UTM サポートサービス

2. 保険内容

本保険により被保険者へ支払われる保険金の内容は以下のとおりです。

損害	対象損害	支払限度額	免責金額
賠償損害	法律上の損害賠償金	100 万円	なし
費用損害	争訟費用		
	協力費用		

法律上の損害賠償金・・・法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。

争訟費用・・・・・・・・・・損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)

協力費用・・・・・・・・・・弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

3. 保険金を支払う場合

- (1) 保険金は、弊社が販売した UTM の所有、使用または管理に起因する次の事由について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し支払われます。

① IT ユーザー行為または IT 業務の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由（②を除きます。）

- ア. 他人の事業の休止または阻害
- イ. 磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りま。
- ウ. 人格権侵害
- エ. ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる著作権の侵害
- オ. アからエまで以外の不測の事由による他人の損失の発生

② 情報の漏えいまたはそのおそれ

- (2) (1) の事由に起因する損害に関し事象の発生を認識してから 3 年以内に請求された場合に限り、保険金を支払います。

4. 保険責任の始期および終期

この保険において保険会社の保険責任は、対象商品ごとに次の開始時に始まり終了時に終わります。

(1) 開始時

対象商品のライセンス契約期間が開始した時

(2) 終了時

対象商品のライセンス契約期間が終了した時

5. ご連絡

保険金の支払対象となる可能性がある事象が発生した場合のご連絡は以下にて承ります。

【宝情報 Check Point UTM サポートセンター】

■お電話による受付

受付時間 : 平日 9:00～19:00

電話番号 : 050 - 5578 - 2957

■メール受付窓口

受付時間 : 24 時間 365 日

※平日 19:00～翌 9:00 並びに土日祝のご連絡は翌営業日以降の対応となります

受付アドレス : support@takarajoho.com

6. 保険金をお支払できない主な場合

この保険では、次の事由に起因する損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

- ・戦争、変乱、暴動、労働争議
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・他人の身体の障害（*1）
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取（*1）。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故によるネットワークの損壊または機能停止
- ・特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- ・IT業務（「IT業務不担保特約条項」がセットされている前提）
- ・保険金の支払いを行うことにより弊社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

7. ご注意点

事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の弊社にご連絡ください。

(1) この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、弊社並びに保険会社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくこととなります。なお、あらかじめ弊社並びに保険会社の承認を得ずに賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類（被保険者の登記簿謄本・戸籍謄本・印鑑証明・会社案内、請負契約書、業務委託契約書等）
- ③ 事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類（公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真・図面、被害物の写真・価額を確認できる書類・修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等）
- ④ 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
- ⑤ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ⑥ 争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
- ⑦ 弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類（他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類等）
- ⑧ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ⑨ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 保険金請求権には、時効（3年）がありますので、ご注意ください。